

HOPEニュース

平成29年2月号

日本システム(株) 医療福祉ソリューション本部

発行責任者：鳴松

TEL 099-254-7200

厳しい寒波も過ぎ去り、日中の日差しは春の訪れを感じさせるほどです。朝の陽ざしも強く、通勤車中では日焼けするのでは？と思うほどです。季節の変わり目、寒暖差の大きな時期です。体調管理には一層留意が必要と思います。

さて、4月改正の情報が散見されるようになってきました。大きな改正にはならないのではと予測していますが、4月1日、無事改正本番を迎えられるようスタッフ一同全力で取り組んで参ります。

● 点数マスタのチェックについて ●

改定時に管理番号の無いマスタは正しく、点数・名称等が更新されません。点数マスタ等のチェック方法について案内させていただきます。

■【点数マスタの点検】

①管理番号の付いていない点数マスタのチェック方法

手順) [初期メニュー] → [マスタ登録] → [点数マスタ印刷]

システムの種類	すべての機種
帳票の種類	1. 点数マスタ
印刷形式	2. マスタリスト
印刷順序	3. 診区一読み順
印刷範囲(診区)	11~97
印刷条件	1. 管理番号が付いていないマスタのみ

(注意) 1) 管理番号、単価、単位等も同時に正しく修正してください。
2) 診区53(部位)と87(コメント)は、チェック不要です。

②電算コードの付いていないマスタのチェック方法

手順) [初期メニュー] → [レセプト電算] → [マスタメンテナンス]
→ [点数マスタチェックリスト印刷]

※印刷形式、印刷順序、印刷範囲は前ページの表と同じものを指定してください。

システムの種類	すべての機種
印刷条件	電算コード未設定

(注意) 1) 電算コード、単価、単位等も一緒に正しく修正して下さい。
2) レセプト電算システムを導入されていない医療機関様は、②の作業は必要ありません。

■【病名マスタの点検】

病名マスタに関しても、電算コードが付いていないマスタを印刷することができます。今回同時に出力し、内容の確認をしていただく事をお勧めします。ご不明な点は弊社サポートグループまでお問い合わせください。

● 平成29年4月改定について ●

平成29年4月改定について、以下の内容がメーカーより連絡がありましたのでお知らせいたします。ご確認をお願いいたします。

下記改定内容につきましては、今後の疑義の明確化などにより変更となる可能性がございますので、ご了承頂きますようお願い致します。

1. 改定内容について

■平成29年3月31日をもって廃止となる医薬品について

- ・経過措置期限が「平成29年3月31日」で告示されている医薬品について、自動更新を行います。
 [対象の医薬品マスタ] 約426件
 (内)移行先があるマスタ 約31件(名称・管理番号等を自動更新)
 (内)移行先がないマスタ 約395件(使用期限日を自動登録)
 ※平成29年2月16日時点で判明している内容です。

■特定保険医療材料の単価変更について

- ・平成28年3月5日付官報にて、平成29年4月1日以降単価が変更される特定保険医療材料が告示されています。
- ・該当する特定保険医療材料の自動更新を行います。
 [対象の特定保険医療材料マスタ] 9件
 ※平成29年2月16日時点で判明している内容です。

■「がん性疼痛緩和指導管理料2」の廃止

- ・「がん性疼痛緩和指導管理料2」について、平成29年3月末をもって廃止することとされています。
- ・該当の点数マスタについて、平成29年4月以降、使用できないよう「使用期限日」を更新します。

■「在宅時医学総合管理料3」「施設入居時等医学総合管理料3」の減算規定

- ・「在宅時医学総合管理料3」および「施設入居時等医学総合管理料3」について、施設基準として新たに、『在宅医療を提供した患者数を、在宅医療及び外来医療を提供した患者の合計数で除した値が0.95以上であること』が追加されました。
- ・平成29年4月以降、該当の施設基準を満たさない場合、「在宅時医学総合管理料3」または「施設入居時等医学総合管理料3」について、所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとされています。
- ・上記に対応した点数マスタを、参考点数マスタに含めて提供致します。

■疑義解釈に伴う「一般名処方加算1」の算定要件の変更

- ・「一般名処方加算1」の算定要件について、平成28年6月14日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その4)」において、以下の疑義回答が公表されています。

(問22)一般名処方加算1について、「後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上の場合に限る。)が一般名処方されている場合」とあるが、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方される必要があるのか。

(答) そのとおり(ただし、先発医薬品と薬価が同額又は高いものは除く。)
 なお、平成29年3月31日までの間は、後発医薬品のある先発医薬品及び先発医薬品に準じたものについてのみ一般名処方されていれば、先発医薬品のない後発医薬品が一般名処方がなされていなくても加算1を算定して差し支えない。また、一般名処方加算2の対象については従前の通り、
 先発医薬品のない後発医薬品は含まれない。

- ・平成29年4月1日以降、一般名処方加算1を算定する場合には、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方する必要があります。
- ・「一般名処方加算の自動算定」および「一般名マスタへの自動変換」について、上記の疑義解釈に対応したプログラムを提供致します。

■「コンタクトレンズ検査料」の区分見直し

- ・平成28年4月改定において、「コンタクトレンズ検査料」の区分が以下のように、2区分から4区分に変更されました。

平成28年3月まで		平成28年4月から	
コンタクトレンズ検査料1	200点	コンタクトレンズ検査料1	200点
		コンタクトレンズ検査料2	180点
コンタクトレンズ検査料2	56点	コンタクトレンズ検査料3	56点
		コンタクトレンズ検査料4	50点

- ただし、平成28年3月末時点で「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料2」を届け出ている場合には、平成29年3月末までは、「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料3」で算定できるよう、経過措置が設けられていました。
- 経過措置の終了に伴い、平成29年4月以降は、現在の施設基準で算定できるコンタクトレンズ検査料を、参考点数マスタから抜き取って使用して頂きますようお願い致します。

■「回復期リハビリテーション病棟入院料」の包括範囲変更

- 回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの実績が一定の水準に達しない医療機関の場合、「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定する患者に対して、1日に6単位を超えて提供される疾患別リハビリテーションが「回復期リハビリテーション病棟入院料」に包括されることとなります。
- リハビリテーションの実績を、平成29年1月以降、地方厚生（支）局長に報告し、その後、3ヶ月ごとに（1月、4月、7月、10月）6カ月間の実績を報告し、2回以上連続して水準を下回った場合に、包括されることとなります。
- 対応方法につきましては、別途ご連絡いたします。

■特定器材コード「その他の特定器材：777770000」（未コード化特定器材）の廃止

- 未コード化特定器材について、平成29年3月31日をもって廃止され、平成29年4月診療分以降は使用できないこととされています。平成29年3月31日までに電算コードを設定して頂きますようお願い致します。

《参考 URL》

http://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/vendor/vendor_01.files/resetu_i_27005.pdf

■正常分娩の場合の「出産育児一時金」の請求先の変更

- 被用者保険加入者（社保）について、平成29年3月請求分までは、正常分娩の場合は「国保連合会」へ請求することとされていますが、平成29年4月請求分からは、正常分娩の場合であっても「支払基金」への請求することとなりました。

分娩/加入保険		3月請求まで	4月請求から
正常分娩	社保	国保連合会	支払基金
	国保	国保連合会	国保連合会
異常分娩	社保	支払基金	支払基金
	国保	国保連合会	国保連合会

《参考 URL》

http://www.ssk.or.jp/pressrelease/pressrelease_h28/press_280408_2.files/pressrelease_2804082_20.pdf

- 正常分娩（社保分）の場合であっても、平成29年4月請求分以降は、請求先を支払基金として「専用請求書」を作成するよう対応致します。

● 停電による電話不通のお知らせ ●

この度下記の日程にて、法定電気設備点検のため全館停電となります。
これに伴い電話がつながりにくくなりますので、お知らせ致します。
お客様並びに関係者の皆様には、何かとご不便・ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご高承賜りますようお願い申し上げます。

<点検により、電話がつながりにくくなる時間>
平成29年2月25日(土) 9:30~12:00

※なお、お急ぎでないご用件の場合大変申し訳ございませんが午後からのご連絡をお願い申し上げます。
また、この時間帯はメール、FAXも使用出来ませんのでご了承願います。

● よもやまばなし ●

”昔ヨーロッパでの戦いで、勝利側の一人の兵士が長い距離を走り、勝利の報告を行った後に息を引き取った”
マラソンの起源と言われる話で、聞いた事ある方も多いと思います。ではこの話の事をどこまで知っているでしょうか？少し掘り下げてみました。

1. Q: 何の戦い? A: マラトンの戦い
2. Q: どこからどこ迄を走ったのか?
A: マラトン (ギリシャのアッティカ半島東部) ~アテナイ (アテネの旧名)
3. Q: どこどこが戦ったのか?
A: アケメネス朝ペルシア と アテナイ・プラタイア連合軍 (両方ともギリシャの都市国家)
4. Q: いつ頃の戦いなのか? A: 起源前490年頃

3月5日は鹿児島マラソンの日となっております。こんな話をする事があるかもしれませんね。